

#### 日程第4 一般質問

○議長（一條 光君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、7番近藤義次君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔7番 近藤義次君 登壇〕

○7番（近藤義次君） 通告に従いまして町長に一般質問をいたしたいと思います。

町長が選挙の公約にしていました庁舎建設について、9カ所で座談会を開いて、庁舎建設に頑張るといってお話を聞いたので、その辺についてご質問をいたしたいと思います。

まず第1点でございますが、加美町の森林資源、50年、100年の木も含めてですけれども、どれくらいの木を有しているのか。庁舎や公共施設に使える木はどのくらいあるのか、お尋ねいたしたいと思います。

そして、座談会の中で、旭地区において、一番山に詳しい人たちがいるところだと思うんですが、町有林に利益はないという意見があったようにも聞いておりますけれども、そのあたりについてどうなんですか、お尋ねいたしたいと思います。

第2点ですが、杉だけでなく、ほかにはどんな種類があるか。また、町長は庁舎だけでなく町の森林資源を使って福祉施設、住宅なども木造で行い、我々の先輩が植林した、そして育ててきた木を生かしていくと言っていますけれども、具体的にはどんな施設を考えているのか。また、それに対して国の補助などはあるのかどうか。木造庁舎や木造施設に対する補助があるとすれば、こんなにいいことはないわけですから、その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

次には……

○議長（一條 光君） 近藤議員に申し上げます。一問一答形式でございますので、ここで答弁をいただきたいと思います。

○7番（近藤義次君） わかりました。では、町長、答弁をお願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、近藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

お答えさせていただく前に少しだけお時間をいただきまして、矢越の町有地のことについてお話をさせていただきたいんですが、私が町長に就任した時点で既に本契約が交わされておりまして、選挙直前に7割の手付金も払われていたことから、私が町長就任後、契約を履行せざ

るを得ないということで町有地にいたしました。造成に関しましても、町有地として管理するためにはある程度土盛りをしまして整地をしておく必要があることから、県の工事で発生する残土を活用しまして、10月から造成工事を実施いたしたところでございます。

それに対しまして町民の皆様方から町に、あるいは私個人あてにも、問い合わせがございました。町長は「矢越には建てない、西田に建てる」と言っておきながら造成工事をやっているのではないかと、随分お電話とお問い合わせ等がございましたものですから、こういった町民の皆様方に誤解を与えないようにということで、10月15日に、この工事は庁舎以外の公共用地として管理するために造成するものですという看板を設置させていただきました。あくまでもこれは町民の皆様方の誤解を解く目的で行ったものでございます。11月30日には皆様方に認知をされましたので撤去したところでございます。そのようなことで看板を設置させていただいたということに対しまして、議会の皆様方にご理解を賜りたいと思っております。

庁舎の位置につきましては、当然、議会の議決を経て決定するものでございますので、今定例会に矢越から西田への役場の位置を定める条例の改正案を上程したいと考えておるところでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、近藤議員のご質問についてお答えをしたいと思います。

まず、森林資源、どれくらいあるのかというご質問でございました。今想定しております2階建ての延べ床面積3,500平米の庁舎を建てることを前提にいたしますと、木材の伐採必要量としましては、2,000立方メートル。直径が30センチ、長さ4メートルの丸太に換算しますと、6,000本が必要になります。一方、現在町有林で樹齢50年以上の役場庁舎建設のために活用できるであろう木材でございますが、樹齢50年以上の森林面積は330ヘクタール、丸太に換算しますと、先ほどの30センチ掛ける4メートルの丸太に換算しますと、28万本を超える量でございます。これは杉でございます。そのほか、ヒノキに関しては44ヘクタール、1,445立米、アカマツに関しましては142ヘクタール、2万8,700立米、カラマツに関しては202ヘクタール、4万600立米というふうに、杉以外にも使える木材がございます。

宮崎の旭地区の懇談会、宮崎の奥にあるヒノキは大して太くないから使えないのではないかというお話もちょうだいしましたが、宮崎の寒風沢だけではなくて、小野田にも中新田にもございますので、庁舎を建てるための必要な木材は十分に確保できると考えております。

それでは、どんな施設に木材を活用していくかということでございますが、もちろん今申し上げましたように本庁舎の建設、それからこれからつくる介護施設、それから24年度から整備を進めます放牧場、ここでも牛舎が必要になってまいりますから、こういった牛舎も鉄骨では

なくて木造でつくろうと考えております。北海道のナイタイ牧場に視察に行った際に、ちょうど新しい牛舎、鉄骨と地元のカラマツでつくった牛舎が建っておりました。どちらも200頭ほど牛がいたわけですが、その場長さんも、木造は非常に牛に与えるストレスが弱い、受胎率にも影響するというお話もされておりましたので、これは人のみならず動物にも優しい素材であるということでもありますから、そういったことにも活用してまいりたいと考えております。

また、補助金の問題でございます。先般、近藤議員のご紹介で林野庁の方にうちの副町長もお伺いさせていただきました。そのときに林野庁の林政部木材利用課長、阿部課長にもお目通りをいただきまして、心から御礼を申し上げたいと思います。国も国産材の利活用を促進するために法律制度をつくりまして、補助金制度もつくりまして進めているところでありますので、かなりの補助金をいただけるものと。これは後から実際行って話を聞いた副町長に詳しいことについては回答させますが、当然そういった公金をいただけると考えています。

一昨日、今度加美町に立地しますポラテックに行っていました。このポラテックの本社工場も、集成材ではありますが木造の本社工場を建てまして、20数億円かかったようですが、会社の常務さんも、国からこれで3億円補助金をもらいましたと言っておりましたので、公共の建物ですと約2分の1補助金がいただけると聞いておりますので、かなりの補助金もいただけるものと考えています。こういった補助金を有効に活用しながら庁舎あるいは福祉施設、そういったものも木造で建設してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

議員の皆さんとともにリゾートの特別委員会、それから庁舎の特別委員会ということで動向させていただきました。そして、林野庁で皆さんと一緒にお話を伺うことができました。そのとき、先ほど町長が申しあげました阿部木材利用課長さん、林野庁の林政部の方ですが、その方から縷々説明を受けましたが、その説明の中身は、公共建築物の木造率というもの、床面積を平成27年度までに現在の8%から24%まで向上させたい、そういう目標を持っていると。そして、その目標達成のためには、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく公共建築物の木造化の推進が必要であると。そして、その具体的な事業といたしまして、木造建築物等の整備として、地方公共団体の方針に基づく公共建築物を整備する事業者、原則地域材を利用することによって鉄筋コンクリート構造と同等のコスト整備が可能であり、施工後

に普及PRを実施し、各種モニタリングに協力する場合、その工事費及び計画・設計費等について2分の1以内の補助をするというものがございました。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 町有林を伐採した後の災害の発生の心配はないんですか。その辺について。九州の方で集中豪雨で何百ミリの雨が降って、一つの町が水浸しになったということを知りたいんですが、そういう心配はないんですか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

災害の心配がないのだろうかというご質問だと思います。確かに、必要な木材、先ほど6,000本というお話をしましたが、これを皆伐をしようとするすると、大体6.7ヘクタールほどの森林面積が必要となりますから、それをごそっと切ってしまうと、確におっしゃるような土壌の流出とか災害につながってまいるだろうと思っております。ですから、今回は皆伐ではなく間伐ということで考えております。間伐と言いましても、若い木は普通間伐、それから50年以上たった木は農水省によりますと高齢級間伐といったように使い方を分けているようですが、一般の間伐、それから高齢級間伐といったものを行ってまいります。この間伐は、むしろ健全な木を育てる、それから森を強くするという働きがございます。林内に光が入ることによって下層の植生が生じるわけですし、またそれによって土壌の浸食とか流出が抑えられるという効果がございますので。また水源涵養機能というものも向上してまいりますので、むしろ50年以上たった伐期を迎えたような木を間伐することによって健全な森が育つ、災害防止にも役立つというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 近藤義次君。

○7番（近藤義次君） このごろ新聞で、大崎タイムスを見ると、西田にすぐに出来るのではないかという感覚の新聞報道ですが、この間の河北新報を見ると、矢越は大変なのではないかというような、全く町民がわけわからなくなっているというのが現状だと思うんです。町民座談会をして集まったのは300人くらいだというお話を聞いているので、何万人の中の300人しか聞いていないわけですから、わからない人がうんと多いわけです。そういう意味において、今看板かけたことを町長はお詫びしたけれども、もっと大きな看板をかけて、ここには建てないのだと。これは公約なんだから、公約で今の役場の西田に建てるといってのもっと大きな看板を立ててすべきだと思う。公の約束だからね、公約、町長。その公約であなたは勝った

のだから。最初から言っているように、一番大事なことは、議員の3分の2の承認を得ることだというようなお話をしたんだけど、もう半年になるんだよ、町長、言ってから。来年、町会議員の選挙があるから、その中でどういう形に変わっていくかわからないけれども、いがみ合ってばかりいたのでは、町長、4年間あつという間に終わってしまう。だから、その辺をしっかりと、公約したことは公約したことだし、そのことであなたも3,000票も勝っているわけだし、自信も持ってやっていると思うんですけども、やはりしっかりと広報活動をやって、町民がわかるように大きな、矢越なら矢越に、ここには公約として建てません、役場の西田に建てるということをはっきり言って、そのようなしっかりと信念でやらないと、本当に4年なんていうのはあつという間に過ぎると思うんだけど、町長、いかがですか、今後の議員の説得の活動の見通し、その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） いろいろとご心配をいただきまして、心から御礼申し上げます。

近藤議員おっしゃるとおり、「西田に木造でコンパクトに」というのは私の選挙公約でございますので、これはしっかりと実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、今回、9カ所で説明会を開かせていただきまして、おっしゃるとおり320名ほどの町民の方々にお聞きいただきました。その中では、これからのまちづくりについてもお話をさせていただき、そのまちづくりの中で、しからば庁舎の建設を位置も含めてどうすべきかというお話をさせていただきました。私は、多くの町民の方々のご理解を賜ったものと理解しております。議員の皆様方にもご参加いただいておりますので、町民の皆さんがどんなことを考えていらっしゃるか恐らくはご理解いただいたものと思いますので、そういったことも含めてご判断をいただき、又ご協力いただければ、私がやろうとしていることは庁舎の建設だけではありませんので、庁舎の建設を含め、それから木材の利活用だけでも、先ほど申し上げましたように、さまざまに地元の木材を活用して林業も再生していきたいと思っておりますので、ぜひスムーズな行政運営ができるようにご協力を賜ればというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 精いっぱい頑張ってください、町長。

次に、2番目の老人対策でございますけれども、町長、いろいろ木材を利用して福祉施設をつくるような計画ですけれども、加美町では26年度まで老人ホームの建設、あるいは老人関係が見送られるということになっているようです。きのうの福祉新聞に、人生90年、高齢社会対策の基本的在り方に関する検討会という、そういう答申が出されているんです。今までの65歳

以上老人というのではなくて、変えた形で、老人はずっと長寿まで生きるんだという考え方の中で、生活設計が変わるといことが出されているわけです。そういうことから考えると、夏、春の場合は年を取ってもパークゴルフなりいろいろな野外レクリエーションがあろうかと思いますが、冬も含めてすべてスポーツをする人間でないわけですから、文化的な生活を好む人もいますから、体育館のような大きいものをつくって、各階層別に、ちょうど青森のどこかで見たことがあったんですが、老人たちがいろいろ、将棋をやっている人もあれば碁をやっている人もいます、あるいはレクリエーションをやっている人もあれば、各部門別に、体に応じて、体育館の中でレクリエーションをやって、老人の憩いの場になっているところがあったんです。そういうのがあると大変いいなというような感じがするわけです。そういうことに対する町長の考え方をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 近藤議員のおっしゃるとおりだと思います。私も、まさにこれから人生90年という時代になりますので、豊かな人生を最後までお過ごしいただくためには、おっしゃったような施設も必要だろうと思っております。

ご承知のとおり、今度の計画の中には含んではおりません。介護施設に関しましては、加美町ではグループホームが1ユニット、それから隣の色麻で来年の4月開所予定の特別養護老人ホーム、この100床のうち50床等を加美町と見込んでおりますので、新たな老人ホームの建設ということは見送られたわけですが、それとは別に、レクリエーション、憩いの場と言いますか、サロンのものということも私も必要だろうと思っております。新たに建てるという考え方もございます。それから、今後いろいろな施設の統廃合、これは学校も含めて、先ほど申し上げたように、学校の統廃合も含めて、これは進めていかなくてはならないわけですから、そういった中で学校の利活用、あるいは今後空くであろう公的な施設なども含めて、そのような老人の憩う場所、あるいは軽運動ができるような場所、そんなものを小野田、宮崎、中新田というふうにそれぞれに設置していきたいと考えております。

また、そういった中で新たに建てる時には、当然のことながら、先ほど申し上げましたように、地元の木材を使って建てていきたいと思っております。

今回加美町に立地するポラテック、ポラテック東北という正式名称になりますが、こちらの常務から、地元で雇用する際に特に年齢制限はありません、元気なやる気のある方であれば採用しますということですから、中高年者の働く場というものの確保ということもこれから大事なのかなと思っておりますので、なお一層努力をまいります。よろしく申し上げます。

○7番（近藤義次君） それでは、精いっぱい頑張ってくださいことを期待して、終わります。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして7番近藤義次君の一般質問は終了いたしました。

通告2番、10番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔10番 一條 寛君 登壇〕

○10番（一條 寛君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

私は、合併の町においては町民の融和と一体感が一番大事なことだと思っております。今回、庁舎建設変更計画を作成するにあたり、町民融和と民意の合意を得る努力をされたかどうか伺います。猪股町長は、議会が3分の2の特別多数議決で議決して進めていた新庁舎建設事業を凍結し、変更されようとしています。町政の混乱と停滞を招かないためにも、変更は慎重の上にも慎重を期さなければならないと思います。なぜなら、町長が変わるたびに、以前に議決して進めていた事業が変更できるという先例をつくることは、町長が交代するたびに町政が右に左にと大きく揺れることとなり、町民の幸せと町の発展にとって好ましいことではないと思うからであります。

まず初めに、今回猪股町長が行政の継続を軽んじ、継承しないということは、猪股町長が今進めている計画・事業も将来継続されない可能性があるということになると思いますが、どう認識されているか伺います。

次に、新庁舎建設の位置について、町民の間に矢越か西田かという大きな意見の相違があります。今回、猪股町長が新庁舎建設変更計画を作成するにあたっては、将来町長の交代があった場合においても絶対に覆されることがないと自信を持って言える両者の意見を十分に聞き、十分取り入れた事業計画となっておられるかどうか伺います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、一條 寛議員のご質問にお答えいたします。

町民の融和、意見の集約が大事だろうと。あるいは、変更が大きな町政の混乱を招くのではないかというふうなご心配だったかと思えます。まさに、町民の融和、これは非常に重要でございます。もう10年ですから、融和を図っていくということはとても大事でありますし、それから町民の意見の集約ということも、大きな事業をなすためには大事なことであります。ですから、私も皆様方に就任直後から、どのようなまちづくりを進めていくべきかというお話をさせていただきます。

一條議員に三角形を描いていただきたいと思います。三角形も、二等辺三角形です。我々が例えば両側に立っていてお互い向き合っていますと、お互いの欠点がどうしても見えてしまうんです。これは夫婦でも一緒です。融和を図るために大事なことは、明確な目標があるということ、我々が行くべき道がはっきりしているということ、これが明確になって、皆さんがそれに目を向けるようになりますと、お互いの粗探しはしなくなる。目標達成に向けて、お互いに近づいていく。そこで一致融和というものが生まれるというふうに私は理解しています。ですから、就任当初から、この加美町のまちづくりをどうすべきか。三つの理念、「自然との共生」、「町民との協働」、「そして三極自立」という三つの理念を、町長日記にも書かせていただき、そしてこの前の9カ所で行われた住民説明会の中でもお話をさせていただき、あるいはボランティアさんたちの研修会等、さまざまところで町が目指すべき姿というものをご説明させていただいております。私は、こういったまちづくり、どうあるべきか、将来の町の姿をきちっと示すことが町民の融和そして合意形成につながるものというふうに信じております。

そのような中で、庁舎建設問題に関しましても、9カ所で、先ほど近藤議員にもお答えしたように、320名ほどの方々にお話をさせていただきまして、ごく一部の町民ではございますが、ご参加なされた町民の多くの方々のご理解、ご賛同を得たものというふうに信じております。

そして、このことは、将来町長がかわろうとも、目指すべき方向として間違っていないというふうに確信をしておりますので、進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、町長の理想の理念が表明されたわけですがけれども、向かい合っていると欠点だけ見えると。それは理想だと思いますけれども、ただ町長の理念が、今就任6カ月で、まだまだその理念が町民に理解されている段階ではないのではないかと思います。時期尚早で、町長としてまずやるべきことは、町長に対する信頼を勝ち得ることが先なのではないか。また、3分の2で議決して決めていたことを覆せるほどの町長への信頼感というのは町民の間にも広がっていないと思いますが、どうですか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大変ご心配をいただいているようでございますが、私は、皆さんの信頼を勝ち得る努力をしているつもりでございます。また、多くの方々のご理解をいただいているというふうにも感じております。ただ、おごることなく謙虚に町民の皆様方にも、そして議員の皆様方にも、これから目指すまちづくりについては今後ともご説明をさせていただきたい、



お話をさせていただきたいと思っております。

私、町民との協働ということを非常に重要視しておりまして、新年度から協働のまちづくり推進課というものも立ち上げて、強力にこれは推進してまいりたいと思っておりますが、庁舎問題に関しましても、原点は、私は平成18年の3月に出された庁舎検討委員会の答申であると思っております。これは条例に基づいて設置された委員会であり、この委員会の答申は非常に重い。20人の委員で構成されました。議員の代表の方もいました。各種団体の代表、そして公募で応募された町民の方々、まさにこれは協働によって出された答申でありますので、私はこれが非常に重いと思っておりますので、決して私が勝手に右だ左だと言っているわけではなくて、やはりこの庁舎問題についても原点に立ち返った場合に、私は原点のところからもう一度きちんと町民の皆様方にも議員の皆様方にもお考えいただき、ご判断を賜りたいと思っております。今後ともそういった努力をしてまいります。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、審議会での答申というお話がありましたけれども、執行部が審議会を設けて、そこで結論を得て議会にかけるというやり方は、屋根の上に屋根をかけるという批判もあるように、必ずしも好ましいやり方では僕はないと思います。いろいろな形で、議会をもっともっと活用すべきというのが私の持論ではありますが、それは町長との考えの相違だとは思いますが。

それとは別に、今いろいろなところでの説明会の中で、町長が町長選挙での結果をもって庁舎の位置が決まったのだという説明の仕方をよくされておりますので、もう一回、町長選挙と庁舎の位置の問題について若干検証していきたいと思えます。

まず、町長選挙は猪股か佐藤かという形で、人を選ぶ形で行われたわけです。猪股町長は庁舎の問題のほかにもいろいろなことを公約したわけですし、そのほかにも有権者の方は人の好き嫌いという要件も加わって、9,000対6,000という結果になったのだと思うので、必ずしも庁舎の位置についての有権者の意思が示されたとは思いませんが、その辺はどうですか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、お答えいたします。

今議員がおっしゃったような、選挙の結果でもって庁舎の位置が決まったというふうな説明の仕方はしておりません。私が皆様に説明したのは、あくまでも議会での庁舎の位置の改正がなされて初めて西田に庁舎を建てることができるというふうなご説明をしておりますから、そのあたりは事実と異なるというふうにまずお答えさせていただきたいと思っております。

また、選挙でございます。この首長選挙、首長と言いますのは大統領型と言われている。さまざまな権限等が集中している。人事権であり、予算の提案権であり執行権でありと言いますものが集中している職務でありますけれども、ですから非常に謙虚に、町民全体の福祉の向上を考えながら舵取りをやってまいらなければならないというふうに思っております。町民の皆さんが、これからの4年間の舵取りを私にお任せいただいたというふうに理解しています。その中には当然、庁舎の建設のことも含まれております。これは大きな争点でありましたから、当然有権者がどちらを選ぶかという上での大きな判断材料になったことは間違いありません。ですから、そういったことも含めて4年間の舵取りをお任せいただいたというふうに理解をしておりますから、公約をきちっと守ってまいりたいと思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） もう1点は、もう2点ほどありますけれども、庁舎の位置は選挙の結果がすべてでないという論点の部分から、もう2点ほどお尋ねします。

すべての反対運動というのは、反対する側に勢いがあるわけです。ですから、その中で猪股町長は、矢越建設反対の運動に乗って町長選挙を勝利されたわけだと思うんですが、佐藤前町長は庁舎問題は決着済みという立場をとって、町長選挙の争点を避けたと言いますか、争点にしなかった。猪股町長はかなり強力で西田の建設を訴えられたということだと思うので、この結果だけをもって西田に建設するという今回の計画もそういう方向性で立てられているように思いますけれども、ちょっといかがなものかと思えますけれども。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 反対運動に乗っただけで私は9,000票を超える、1万に近い票を得ることができるとは思っておりません。もちろん、反対運動の方々の運動というもの、これは当然影響したろうと思えますけれども、私は反対のための反対ということで選挙を戦ったわけではなく、先ほど申し上げたようなまちづくりの基本的な理念、「自然との共生」、そして「町民との協働」、「三極自立」というまちづくりの理念、そしてあるべき姿というものをきちっと町民の皆様方に提示させていただいて、そして選んでいただいたものというふうに考えております。

さらに庁舎問題に関して申し上げますと、先ほども申し上げましたように、私はこのもつれた糸をほぐすためには、まず原点に立ち返ることが大事だろうと思っております。私も子供のころ、釣りが好きでしたから、たまに糸がもつれることがありましたけれども、丁寧にこれは、一番先がどこにあるかということを見つけて、そしてほどいていくと。ですから、私、

先ほど申し上げた平成18年3月に出された庁舎建設検討委員会の答申、これは住民合意で、20名の委員の方々で出されたものですから、これをきちっと尊重するということから始まらなければならないと思っております。

さらに、平成20年12月、加美町企業誘致用地選定委員会というものが開かれたのはご存じでしょうか。平成20年の12月です。これは町職員で構成された委員でもって、これは前町長の肝入りでつくられた委員会でございます。加美町企業誘致用地選定委員会。この中で、幾つかの候補地の中から矢越を企業誘致のための用地にしますということが決まっております。それに基づいてこのパンフレットはつくられております。これは簡単につくったものではないです。さまざまな検討を重ねて、この場所は企業誘致の場所として一番いいということで結論が出、そしてこういったパンフレットがつけられ、企業にもPRをしてまいったわけです。ですから、18年の答申では、庁舎は西田、そして工業用地は矢越というふうな流れでいたわけです。

その後、平成21年11月に加美町新庁舎整備検討委員会、これも町の幹部職員でつくったものです。これも前町長の肝入りで、副町長が座長となって開催したものであります。6回会議をして、そしてどこが適地であるか町長に答申をするというものでありました。これに関しましても、全員一致で西田を適地とするという答申が町長の方に出されましたが、残念ながら、受け取っていただけずに、最後は非常に微妙な表現の最終報告になっておりますが。

ですから、これまでの流れを見ますと、庁舎は西田に、そして矢越は工業用地として活用しようというふうな流れでこういったチラシまでつくってきているわけです。ですから、私はそのような流れをきちっと見定めた上で、やはり庁舎は西田に、そして矢越は工業用地として提供していくことが、町民の幸せに、あるいは町の健全財政につながるものと信じておりますから、そういった方向で進めてまいります。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今までの審議会とかいろいろあったと思いますけれども、我々議員も民意を感じ、庁舎の位置の条例を定めるとき、ああいう議決をしたわけでありますので、それぞれの考え方だと思います。

町長選挙との関係で、もう1点だけお伺いします。

矢越への庁舎建設に対して我々議員に対しても名誉棄損にあたると思われるようなうわさまで流され、また盛んにネガティブキャンペーンが展開されて、客観的、冷静な議論がないままであのような判断が下されたのかなと感じている部分がありますけれども、その辺については

どうですか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） どういったことをもって名誉棄損とおっしゃっているのか私ちょっと理解できないんですが、その辺はもう少し具体的にお伺いできればと。私、答弁のしようございませんので。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） その点については議場の中で申し上げられない部分もありますので、また何かの折に、この辺についてはお話ししたいと思います。

それで、現実問題、矢越対西田という形で対立しているわけでありますので、今回計画を立てる段階で、この対立を当分の間、棚上げする。今の現庁舎を耐震補強して、しばらくの間使って冷却期間を置き、その間に十分な議論をして庁舎の位置を決めるというような考えは全然ありませんでしたか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 現在の庁舎に関しては、ご存じのとおり、昭和41年に建設したものですから既に40年以上たっておりまして、かなり老朽化しております。今回の地震でも大分柱がやられまして、今応急処置をしておりますけれども、そう長く使える建物ではありません。そういったことから考えますと、やはり庁舎はできるだけ早く取り組むべきだと思っております。

また、木造で庁舎を建てる場合、当然これは木造の乾燥期間ということも必要でありますから、できるだけ早く計画を進めていきたいと考えております。

それからもう1点、私が皆さんにお話ししていることは、庁舎は町のシンボルではなく、「まちづくりのシンボル」としたい。これは大きく違います。町のシンボルと言いますのは、目立つところに大きくつくる。だれが見ても、これはすぐ庁舎とわかる。これはシンボルということで、前の方お話ししていたのだと思いますけれども、私は、「まちづくりのシンボル」にしたいと考えています。「まちづくりのシンボル」ということは、「自然との共生」、「町民との協働」、そして「三極自立」というまちづくりの理念を具現化するものであるというふうに考えておりますから、地元の木材でつくる地産地消の庁舎、そして町民と一緒に、私は協働とはルールを敷くところからというふうに話をしておりますけれども、目標に向かって一緒に町民にもかかわっていただきながら、庁舎をつくってまいり。そして、小野田、宮崎の役場庁舎も活用しながら、コンパクトにつくっていく。そのようなまちづくりの理念を具現化するものにしていきたいということですので、できるだけ早くこの「まちづくりのシンボル」

はつくって行って、そしてそこからさまざまな波及効果が出てまいりますから、公約をしていたことについて一つ一つ実現をしてみたいと考えております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 古いから、建築年数たっているからということでありまして、ただ町長の計画どおりいきましたら3年ちょっとはあそこで仕事をし、訪れる町民の方にも危険を及ぼすという状況が続くわけですので、一回耐震診断をして、耐震補強は僕はすべきではないかと思えます。それが1点と、それからまちづくりが大事なのだというお話がありました。ただ、西田に建設しなければ町長の言われるまちづくりができないのかどうかということも、いまいわからない部分があります。その辺、お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今の補強工事は、震災前の状態に戻すというふうな補強工事でありますから、同じような地震があった場合でも、今回の被害程度のもは想定されるというふうに思いますが、大きく崩れるというところまではいかないのだろうと。ですから、職員が働ける環境、また町民の方も訪れますから、そういった方の安全も考えた上で、今補強工事をしているところであります。

それから、なぜ西田かということでありまして、先ほど申しましたように、これからのまちづくりを進める上で、協働、町民と協力して働くという協働、これは何としても私は進めていかなければならないと思っております。これまでも協働という言葉は数多く使われてきております。しかしながら、私は町民と行政が対等のパートナーとして課題解決をしていくという本当の意味での協働まで、なかなか至らなかつただろうと。これは加美町だけではありませぬけれども。そういうふうに認識しておりますので、町民と協働ということを大きな柱に据えて、これからの町政をやっていきたいと思っております。そうした場合に、先ほど申し上げましたように、18年の3月の答申、これは私は町民との協働によって出された一つの結論だろうというふうに思っていますから、やはりここを全く無視する。あるいは、むしろ西田から矢越へという合理的な理由がないままに庁舎の位置を矢越にするということが果たしてどうなのかということもございませぬ。もちろん、議員の皆様方もさまざまな方面からお考えになってお決めになったことだろうと思っておりますが、それはそれで尊重いたします。もちろん、いろいろなまちづくりの考え方がありますから、矢越に庁舎を建てて、あそこに新たな開発を展開していくという考えもございませぬでしょう。それはそれで尊重させていただきます。しかしながら、私といたしましては、これから日本全体が人口が減少し、そして高齢化する中で、町はやはり

コンパクトにと。中新田は中新田、小野田は小野田、宮崎は宮崎、それぞれ本庁舎、支所を核として、コンパクトに。そこで用がたせる、安心して暮らせる、そういったまちづくり。そして、大きく加美町として一つになる。今、アメリカでは大統領予備選挙が行われていますけれども、アメリカは合衆国と言われていますね。英語で言いますとユナイテッド、あれは「一致する」という意味です、ユナイテッド。ですから、アメリカという国は、それぞれの州が独立しているわけです、それぞれ法律があったり。この加美町の場合、独立しているとは言いませんけれども、やはりそれぞれの町が本庁舎、支所を核として活力のある、そして安心できる地域づくりをしていく、そして加美町としてまさにユナイテッドです。一つになって、一緒になって、そして人と自然に優しい町。善意と資源とお金が循環する町を目指していく。私は、そのような姿がこれから目指すべき姿であるというふうに理解をしておりますので、そういった方向で進めていきたい。ですから、矢越は庁舎でなく、庁舎は西田に、そして小野田や宮崎も支所を充実させながら、そこでほとんどの用事が足せるように、そしてまちづくりも職員がもっとも関わっていけるように、そんな地域を目指してまいりたいと思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 次に、町長は今回の庁舎建設で、建設費と借金をしないという部分が公約と変わっているわけですが、位置についても公約を変えるということは考えなかったのですか。その辺、なぜ建設費と合併特例債を使わないと言っていた部分を変更されたのかお伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、お答えいたします。

まず、今まで申し上げたように、庁舎の位置を矢越に変えるということは全く考えておりません。これは有権者に対する背信行為でございますから、選ばれた者として公約を守るということが大事でございます。町民との信頼関係なくして町政の運営はできません。ですから、西田に庁舎を建設する方向でこれからも進めてまいります。

建設費に関しまして、町長は選挙の際に借金をしないで建てると言ったのではないかというふうな今お話をいただきました。なぜ合併特例債を使うのかということでございます。実は、合併特例債を使わずとも建てることは可能です。可能でございます。例えば、今回の計画で、合併振興基金は3億円というふうに私は考えておりますけれども、合併振興基金、6億円は使うことができます。ただ、これは万が一のことを考えて、余りたくさん使うのはよろしくないわけですから、3億円と見ております。それから、合併特例債に関しましては、4億円を充てる

ことにしております。合併特例債と言いますのは、実は庁舎だけではなくてさまざまな事業に活用することができますが、前の計画ですと10億円を充てるということでしたが、やはりこれは極力、この庁舎に関しては、庁舎と言いますのはお金も生み出さない、雇用も生み出さないわけですから、できるだけこういったものには合併特例債は充てない、もっと別なものに合併特例は有効に使っていくということが望ましいと思っておりますので、4億円の圧縮したというところであります。

ただ、先ほども近藤議員の質問にもお答えしたように、木造で、ましてや地元の木材で庁舎を建設する場合には2分の1までの国の補助金というものをいただくことができますから、私は15億2,700万円というものはかなり圧縮された形で建てることができているところでもあります。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 町長は選挙公約では10億円で建てますと言っていて、今回15億2,700万円になっているということで、説明会の中では建物本体だけだという言い方をされていますけれども、8月21日の町長のブログ、ちょっとチラシを見えなくしたのでブログを開いてみたら、庁舎建設費30億円の使い道を次のように変えますということで、矢越の建設費を30億円と言って、それで10億円で建てますと言っているということは、論理性から言うと、すべてを含めて10億円で建てるというふうにこれは理解できると思うんですが、町長の公約どおりの庁舎建設とすれば、今回3,500平米となっていますけれども、僕は2,000平米ぐらいの庁舎になるのかなど。この公約どおりであればですね。そして、2,000平米ぐらいの庁舎を建てて、入り切れなかった部署を小野田、宮崎に移動し、そして小野田、宮崎の活性化を図るという考え方が町長選挙のときの町長の頭の中にはあったのではないかというふうに推測するわけですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 一條議員のご質問にお答えいたします。

私が10億円で庁舎を建てると言った根拠は、前の議会でもお話ししたかと思いますが、議員の皆様方もご視察をされた埼玉県宮代町、あそこが庁舎の本体工事がたしか9億何千万円、10億円弱だったと思いますが、その宮代町を参考に10億円でというふうなお話をさせていただいたところでもあります。

実際に建てるとなれば車庫とか外構とかそういったものもありますから15億2,700万円を見込んでおりますけれども、先ほど申しましたように、10億5,000万円に関しては国の補助金も

出る見通しでございますから、そうしますと限りなく10億円に近づくのかなというふうにも考えておりますので、全くでたらめな話をしているのではないということをご理解いただけるかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 位置については絶対公約どおりやるということでありますので、金額についても、補助金云々はあると思ひますけれども、やっぱりこの10億円はきちっと守ることが町民の信頼を勝ち得る道だと思ひます。

また、公約でいろいろ言ってきた、公約どおりやりますということでありますけれども、9,000人すべてが僕は西田ではないというふうには理解はしては思ひますけれども、町長の論理に乗って言いますと、6,000人が西田に反対しているということになります。町長選挙のときはそれでよかったと思ひますけれども、町長となった以上は、この6,000人の声も無視してかかることはできないのではないかと思ひますし、支持していただいた方の方だけ向いて町政を進めることは対立を永続化させることにつながるのではないかと思ひますので、将来、政争の町にしないため、融和を図っていくため、この6,000人の声も聞いた形での庁舎建設を図っていただきたいと思ひますけれども。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 決して6,000人の方を無視するつもりはございません。当選したからには、2万5,000何がしの町民の町長でございますから、皆様方のご意見を謙虚に拝聴しながら進めてまいりたいと思っております。

ただ、これは一部の方が反対したからといって、ではやめましょうということであれば、これは町政の舵取りができないわけです。船は真っすぐに進まないわけですから、やはりいろいろな意見は聞きながら、目的地に向かってきちっと進んでいくということが大事だと思っておりますから、町民のさまざまなご意見にも耳を傾けながら、目的達成のために進めていきたいと思っております。

また、副町長からも一言お話をさせていただきたいと思ひます。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

一條議員さんと町長のやりとりに対して口を挟むものではございませんけれども、我々職員は町長の公約を実現することが仕事でございます。公約を実現するために、ではどの方法がいいのかということは、我々職員幹部がいろいろなアイデアを出します。そのときに、例えば庁



舎は西田ということが町長にとっての最大の公約であるとすれば、そこに建設する際に、例えば町長が10億円と言ったときに、パソコンを購入する備品購入だとか、そういうことまで計算をされて言ったかどうかということは私はわかりませんが、我々は職員として、こういうことも必要です、それからこういう方法もあります。例えば、合併特例債も使った方がある程度ほかの事業を行うにあたって、庁舎だけの仕事ではございませんから、さまざまな事業を行う際に合併特例債も一部活用してはいかがですかと、さまざまなご意見を町長に申し上げます。町長は、そこから自分の公約を実現するにあたっていい方法を選んでいくというわけですから、我々がさまざまなアイデアを出させていただいているということで、合併特例債の活用についても、町長のご理解をいただいて、このように計上させていただいたということでございます。公約を実現するためのいい方法を職員として考えて、それを提案して町長に採用してもらっているということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 位置の変更条例が議会でどうなるかわからない状況でこれを申し上げるのは何でありますけれども、地方自治体は二元代表制でありますので、町長と議会が同じ方向を向かなければ仕事はできないわけありますので、町長と議会との間で毎日のようにでも、この問題について徹底的な議論を重ねて、同じ方向性を出す、仮に否決になったということ想定してですけれども、出す努力をしていく必要があるのではないかと思いますけれども、最後にその点、お伺いして庁舎問題については終わります。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさに議会とは両輪でございます。二元代表制であります。そのことは十分に承知をしておりますので、皆様方と意見を交わしながら、何とかご理解、ご協力をいただきまして、町民の皆様方にお約束したことを実現できるように、何卒ご協力を賜ればというふうに思っております。もちろん、これから私も皆様方に誠意を持ってお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 次の案件に移ります。

新規就農総合支援事業「青年就農給付金」について伺います。

農林水産省では、平成24年度から持続可能な力強い農業実現のために必要な毎年2万人の青年新規農業者の定着を目指して、新規就農総合支援事業を開始するようであります。その中心となるのが、就農前の経営の安定性を高めることによって若い世代の就農意欲を高め、就農後

の定着率を上げることがねらいの青年就農給付金であるようであります。

この事業への我が町の取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 青年就農給付金につきましては、今議員もおっしゃられたとおり、就農意欲の喚起、就農後の定着を図るためのものでありまして、これは二つの形がございます。準備型、それから経営開始型。準備型と言いますのは、就農前の研修期間2年間以内の所得を確保するものであります。そして、経営開始型であります。就農後の経営が不安定な就農直後の5年間の所得を確保するものとなっております。この2本立てであります。

まず、準備型に関しましては、都道府県が認めます農業大学校や先進農家、それから先進農業法人等で研修を受ける原則45歳未満の就農者に、最長2年間で150万円を給付するものであります。

また、経営開始型につきましては、市町村の地域農業マスタープランに位置づけられています。やはり原則45歳未満の独立自営就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間150万円を給付するものであります。経営開始型の給付を受けるためには、地域農業マスタープランとなる人・農地プランへの位置づけが必要であります。このプランに関しましては、実はまだ詳細が明らかにはなっておりませんが、町といたしましても、今後、集落、地域が抱える人と農地のさまざまな問題解決のために、そして今後中心となる経営体をどこにするのか、この経営体にどうやって農地を集積していくのかということが非常に重要でありますから、さまざまな方々と地域農業のあり方というものを話し合いながら、町としてもプランの原案を策定し、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） この給付金をいただくためには人・農地プランに位置づけられていることが前提ということでもありますけれども、加美町において人・農地プランの作成状況、また出来ている集落があるのかどうか、またこれを各地域で作成していくためには、どのような、手挙げ方式なのか、順序立てと言いますか、この辺がどうなっているのか、それをお伺いします。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 農林課長、お答えします。

現在の状況でございますけれども、24年度からの事業ということで、国も予算化の関係で遅れていますので、先ほど町長が申し上げたように、明確なものはまだ来ていません。ただ、これについては、今までお話しされたように、これからの地域の農業を守っていくためにどうす

るかということになりますから、必ずこれは取り組んでいかなければならないと思っています。

今、加美町には、集落営農という言葉で皆さんお聞きになっていると思いますけれども、45のそういう組織があります。後継者の受皿として、そういう組織がしっかりしていただくようなことも考えて、この地域の農業は個人がやるのか集団でやるのか、あるいは法人がいいのかというようなことをその地域でお話し合いをして、より明確に構想を描いていくということになります。そのときに、この方々も研修あるいは実際に就農しての所得もどのようにしていくかということを中心に据えていかなければならないと思っています。

今まで町といたしましても単独の事業で取り組んできた部分と、それから宮城県のみやぎ農業担い手基金というのがありました。どちらもですけれども、就農前の研修、そういうものに特化してきた部分がありますので、今回、経営開始型というのは初めてですから、これはぜひとも取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 就農給付金をいただくにしても人の力が必要であり、また人・農地プランを作成することによって、そのほかのいろいろなメリットもあるように農林水産省のホームページなんかには載っていますけれども、この辺の人・農地プランの作成を推すために町が考えている周知計画とかいろいろなことがありましたら、お伺いします。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 先ほどは、どういう方法でやるのかということが漏れました。

手挙げ方式になるのか、あるいは全体かということがありますけれども、先ほど申し上げたように今45の集落営農という組織がありますから、目指すところは、その法人化でございます。そういうところに、またさらに今後についてお声がけをしていくということになると思います。

それからもう一つ、一番いいのは、手挙げ方式になっていただいたときからもう一つの受皿ができていますから、手挙げ方式になったところをどんどん進めていきたいと思っています。いずれ、この3月中に、今までの集落営農でやってきたところが農事組合法人という法人組織になるようですから、その辺を一つのモデルにして進めていくのも一つの方法であろうと。そして皆さんに周知を図っていきたいと考えています。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 次に、教育長にお伺いします。

4月から中学校において武道が必修になると言われています。我が町での準備状況、各中学

校が何に取り組むのか、その指導者は大丈夫なのか。そして、柔道においてはかなり事故が心配されるという報道もありますけれども、この辺の安全対策は万全にとられているのかどうか、お伺いします。

○議長（一條 光君） 教育長。

〔教育長 土田徹郎君 登壇〕

○教育長（土田徹郎君） それでは、一條議員の質問にお答えいたします。

ご存じのとおり、中学校新学習指導要領、4月から完全実施ということになります。その中で特に保健体育において武道が必修化されることとなりますが、新学習指導要領では、心と体を一体として捉え、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てることを目的とするということになっております。

それで、武道、これは柔道、剣道、それから相撲の三つから選択できることになっております。それで、武道のねらいということについては、その三つの運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本となる技ができるようにする。それから、二つ目としては、相手を尊重するとか、伝統的な行動の仕方を守ろうとするとか、分担して役割を果たそうとする、また禁じ技を用いないなどということがあります。そして、三つ目としまして、武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、技の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。これが目的となっております。

それで、町内の3中学校の準備状況ということになりますが、まず中新田中学校につきましては柔道を選択する。それから、小野田中学校と宮崎中学校については剣道を選択する。そして、3校とも、日本文化の伝承、礼儀と作法の習得を重要視する。そしてまた、体力面、精神面での向上を目指し、指導を行うということになっております。

それで、準備期間としまして、指導要領改定の前に移行措置期間というのがございます。完全実施の前、3年間。それで、3校とも移行期ということ、それから選択体育という方法がありました。それについて先取りをして、宮崎中では剣道、小野田中では柔道、中新田中では柔道というふうに行ってきました。それらがかなり完全実施に伴う準備、レディネスというふうになったと思っております。

施設につきましては、小野田中学校が練心館、柔剣道場です。宮崎中学校では武道場。ただ、中新田中学校につきましては、中新田体育館の前の小体育館と言いますか、そこを使うことで、

場所については問題ないと思っております。

また、柔道着、それから剣道であれば竹刀、防具、これも揃っております。

安全対策ということですが、移行期ということでやってきましたが、男女共習、一緒の時間に行くということで、もちろん男子は男子、女子は女子で、個人差というのはかなりあるわけです。また、男子と女子の差もあるわけですが、その辺のところでは完全実施となれば授業での原則と言いますか、一人一人の実態を把握するということが非常に大事になるのだろうと思っております。例えば、柔道であれば、下手をすると受け身の練習で骨折をすとか、そういうことも起こり得るということで、簡単のところからということ。それから、例えば投げ技、もちろん文科省での大外刈りはしないとか、そういうのはありますが、例えば膝立ちで技をかけるところまでとか、そのような段階をしっかりと踏まえていくということです。

それから、柔道だけクローズアップされていますが、剣道でもやはり危険は危険でして、ただ剣道の場合、竹刀とか防具の不備、これが主な原因になっているということで、これについては授業の前の、指導者だけでなく生徒みずから点検すとか、そういう本当の基本的なところ、ここからしっかりと指導していく。

なお、指導者については、剣道についても柔道についても有段者、そして大学では必修としてしっかりとやってきているということで、指導者については問題ないと思っております。

また、TTで取り組む。2人体制です。一つの授業に対して。それから、受け身の練習をするときでも、一斉にやるとかではなくて、1人ずつ時間差でやっていくとか、そういうふうな細かい点まで各学校では計画を立てておるところでございます。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 1点だけお伺いします。これまでの移行期間の間に事故等はございましたか。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 一切聞いておりません。

○10番（一條 寛君） ありがとうございます。終わります。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして10番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。